

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和5年10月19日認可した。

令和5年10月27日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名
まんのう町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）新井手地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）真野地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）川東1地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）糸池西中池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）馬場立石地区